

平成 18 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・オー・データ機器  
代 表 者 名 代表取締役社長 細 野 昭 雄  
( J A S D A Q ・ コード 6 9 1 6 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 総務部部長 IR 担当 山 森 光 久  
電 話 番 号 0 7 6 - 2 6 0 - 3 3 7 7

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 26 日開催予定の第 31 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ( 1 ) 公告閲覧の利便性の向上および費用の削減を図るため、当社の公告の方法を日本経済新聞から会社法第 939 条に定める電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。 変更案第 5 条（公告方法）
- ( 2 ) 経営・監督責任と業務執行責任の明確化を諮るため、昨年 7 月より執行役員制度を導入したことに伴い、取締役の員数を 10 名以内から 7 名以内に変更するとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。 変更案第 20 条（員数）第 22 条（任期）
- ( 3 ) 「会社法」（平成 17 年法律 86 号）ならびに「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）および「会社計算規則」（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 17 条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 27 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

剰余金の配当を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第36条（剰余金の配当決定機関）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 9 月 26 日（火）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 9 月 26 日（火）

以 上

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<b>(第1章) 総 則</b>	<b>(第1章) 総 則</b>
<p>第1条(商号) 当社は、株式会社アイ・オー・データ機器と称し、英文で I-O DATA DEVICE, INC. と表示する。</p>	<p>第1条(商号) (現行どおり)</p>
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 電子計算機装置及び周辺機器装置の開発、製造、販売 ソフトウェアの開発、調査、販売 自動制御電子機器の開発、製造、販売 損害保険代理業 労働者派遣事業 上記に付帯する一切の業務</p>	<p>第2条(目的) (現行どおり)</p>
<p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を石川県金沢市に置く。</p>	<p>第3条(本店の所在地) (現行どおり)</p>
(新設)	<p>第4条(機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>取締役会</u> <u>監査役</u> <u>監査役会</u> <u>会計監査人</u></p>
<p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p>
<b>(第2章) 株 式</b>	<b>(第2章) 株 式</b>
<p>第5条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、<u>41,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、41,000,000株とする。</p>
(新設)	<p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第6条(自己株式の取得) <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条（1単元の株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の1単元の株式数は、100株とする。 (2)当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第8条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、100株とする。 (2)当社は、前条の規定に係らず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 第12条に定める請求をする権利</p>
<p>第8条（株券の種類） 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第10条（株券の種類） （現行どおり）</p>
<p>第9条（名義書換代理人） 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 (2)名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。 (3)当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p>	<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2)株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (3)当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第11条（基準日） 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録の株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 (2)前項のほか、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下、「中間配当」という。）を受けるべき者を確定するため、その他必要ある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条の 2 ( 単元未満株式の買増請求 )  <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p>	<p>第 12 条 ( 単元未満株式の買増し )  <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p>
<p>第 10 条 ( 株式取扱規程 )  <u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録並びに信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り及び買増し、手数料、その他株式に関する取扱いについては、取締役会が定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第 13 条 ( 株式取扱規程 )  <u>当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>( 第 3 章 ) 株主総会</p>	<p>( 第 3 章 ) 株主総会</p>
<p>第 12 条 ( 招 集 )  <u>当会社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>第 14 条 ( 招 集 )  <u>当会社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第 15 条 ( 招集権者及び議長 )  <u>株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  (2) 代表取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第 13 条 ( 議 長 )  <u>株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第 16 条 ( 定時株主総会の基準日 )  <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u></p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>第 17 条 ( 参考書類等のインターネット開示 )  <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結決算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>
<p>( 新 設 )</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p>	<p>第 18 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>第 15 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>第 19 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 16 条 (議事録) 株主総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行い当会社に保存する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><b>(第 4 章) 取締役及び取締役会</b></p>	<p><b>(第 4 章) 取締役及び取締役会</b></p>
<p>第 17 条 (取締役の員数) 当会社の取締役は 10 名以内とする。</p>	<p>第 20 条 (員 数) 当会社の取締役は、7 名以内とする。</p>
<p>第 18 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第 21 条 (選任方法) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第 19 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、その就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。</p> <p>(2) 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間とする。</p>	<p>第 22 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 20 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 (取締役会規程)  <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めのある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>第 24 条 (取締役会規程)  <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>第 22 条 (役付取締役及び代表取締役)  <u>取締役会の決議で代表取締役社長を 1 名置く。</u>  (2) <u>取締役会の決議で専務取締役 1 名、常務取締役若干名を置くことができる。</u>  (3) <u>取締役会の決議で代表取締役社長のほか、当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>第 25 条 (代表取締役及び役付取締役)  <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  (2) <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第 23 条 (取締役の報酬)  <u>取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第 26 条 (報酬等)  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 27 条 (取締役会の決議の省略)  <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p><b>(第 5 章) 監査役及び監査役会</b></p>	<p><b>(第 5 章) 監査役及び監査役会</b></p>
<p>第 24 条 (監査役の数)  <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>第 28 条 (員 数)  (現行どおり)</p>
<p>第 25 条 (監査役の選任)  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  (2) <u>監査役を選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第 29 条 (選任方法)  <u>監査役を選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 26 条 (監査役の任期)  <u>監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。</u>  (2) <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。</u></p>	<p>第 30 条 (任 期)  <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  (2) <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</u></p>
<p>第 27 条 (監査役会の招集通知)  <u>監査役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p>	<p>第 31 条 (監査役会の招集通知)  <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  (2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 ( 監査役会規程 )  監査役会に関する事項は、法令または定款に定めのある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>第 32 条 ( 監査役会規程 )  監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第 29 条 ( 常勤監査役 )  監査役は、互選をもって常勤監査役を定める。</p>	<p>第 33 条 ( 常勤の監査役 )  監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第 30 条 ( 監査役の報酬 )  監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 34 条 ( 報酬等 )  監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>( 第 6 章 ) 計 算</p>	<p>( 第 6 章 ) 計 算</p>
<p>第 31 条 ( 営業年度 )  当会社の営業年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとし、その末日をもって決算期とする。</p>	<p>第 35 条 ( 事業年度 )  当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>第 36 条 ( 剰余金の配当決定機関 )  当会社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</p>
<p>第 32 条 ( 利益配当金 )  当会社の利益配当金は、毎営業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録の株主もしくは登録質権者に支払う。</p>	<p>第 37 条 ( 剰余金の配当の基準日 )  剰余金の配当としての期末配当は毎年 6 月 30 日、中間配当は、毎年 12 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>
<p>第 33 条 ( 中間配当 )  当会社は、取締役会の決議により毎年 12 月 31 日現在における最終の株主名簿に記載または記録の株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>第 34 条 ( 配当金の除斥期間 )  利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第 38 条 ( 配当金の除斥期間 )  配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以 上